

事業サービスに係る市外事業所の利用について

介護予防・日常生活支援総合事業は、地域の実情に応じて、地域で支え合う体制づくりを推進し、要支援者等に対する効果的かつ効率的な支援等を目指すものとされています。桜井市の総合事業においても、住み慣れた地域の中で、既存の介護事業所や地域住民、ボランティア団体等、地域全体で支え合う形を想定しており、桜井市の被保険者が利用する事業サービスについては、原則、市内事業所によるものとしております。

やむを得ない事情等により、市内事業所の利用が困難なときは、高齢福祉課まで相談してください（利用手続きについては、地域密着型サービスの区域外指定の取扱いに一部準じる形としておりますが、事業所所在市町村との協議は不要です）。やむを得ない事情としては、利用者に必要なサービスが、市内事業所では提供できない等が想定されます。なお、生活の本拠に住居を置くという原則がありますので、生活の実態が市外にあることのみをもっては、やむを得ない事情に該当するものではありません。

なお、住所地特例者に係る市外事業所の事業サービスの利用については、入所施設所在市町村の指定を受けた事業所の利用が可能です（この場合において、事業所は、桜井市の指定を受ける必要はありません。）。

また、桜井市では、みなしや現行相当のサービス（A1, A2, A5, A6）を設定していないため、桜井市独自のサービスに係る事業者指定を行う必要があり、事業所により、利用できないこともあります。また、指定については、申請月の翌々月の1日付の指定を基本としているため、時間がかかることに留意してください。

なお、本取扱いは、総合事業を進めていく中で、各サービス主体の利用状況や受け入れ体制等の変化に応じて、変更することがあります。